

③令和5年度十和田市奨学金返還支援事業補助金

若年世代の本市への定住促進を図るため、令和4年度中に返還した奨学金の一部を補助します。

1.補助金額

補助対象経費	補助率	補助金額（上限）
令和4年4月1日から令和5年3月31日までのうち、本市に住民登録のあった期間に返還した奨学金の額	補助対象経費の2分の1	10万円

2.補助要件

- ① 令和4年度から本市に住民登録している方であって、令和5年度も引き続き本市に住民登録すること
- ② 若年者（40歳未満）であること
- ③ 就業していること
- ④ 市税に滞納がないこと
- ⑤ 十和田市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと
- ⑥ 国家公務員又は地方公務員として正規に雇用されている方でないこと

3.注意事項

- ・ **申請受付期間は10月31日までです**
- ・ **補助金を申請する前に、政策財政課にご相談ください**
- ・ 予算の範囲内で交付の可否を決定します
- ・ 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときや要件を満たさなくなった場合などは、補助金の交付の取り消しや補助金の返還を命じる場合があります



【お問い合わせ】

十和田市 企画財政部 政策財政課 TEL：0176-51-6712

交付要綱や提出書類はホームページに掲載していますので、あわせてご確認ください

